

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(後継牛預託育成体制整備事業) 実施要領

平成31年4月26日付け31農畜機第734号承認
平成31年4月24日付け31年度発中畜第343号制定
令和2年5月7日付け2農畜機第662号承認
令和2年4月24日付け2年度発中畜第363号改正
令和3年5月14日付け3農畜機第826号承認
令和3年4月26日付け3年度発中畜第557号改正
令和4年4月6日付け4農畜機第109号承認
令和4年4月1日付け4年度発中畜第5号改正

酪農は、搾乳や飼料給餌などの周年拘束性が高く、かつ、労働負担が大きい作業が多いため、省力化機械装置の整備や協業化の推進等により酪農家の労働条件を改善し、酪農家の継続的な営農環境を整え、酪農家の働き方改革を短期・集中的に支援する必要がある。

このため、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）は、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、酪農を営む者における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入を支援するとともに、後継牛の育成に関する作業を預託により外部化する取組を支援することとし、もって生産基盤の維持・強化に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1。以下「畜産業振興事業の実施について」という。）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 取組主体

第2の1に定める楽酪応援会議とする。

第2 定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

1 楽酪応援会議

地域における将来にわたる安定的な酪農の発展に向け、地域の自主的な取組を促進するため、酪農を営む者、後継牛の預託育成を担う者、事業協同組合、畜産

経営支援組織（コントラクター、TMRセンター等）、乳業関連事業者、畜産関係団体その他の地域の酪農関係者が参画する会議であって、次の要件を満たすものをいう。

- (1) 運営を行うための事務局が設置され、組織及び運営についての規約を定めているほか、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること
- (2) 次のいずれかの団体であって、酪農を営む者が所属するものであること
 - ア 公益社団法人
 - イ 公益財団法人
 - ウ 一般社団法人
 - エ 一般財団法人
 - オ 事業協同組合
 - カ 事業協同組合連合会
 - キ その他農業者の組織する団体

2 後継牛預託育成強化計画

楽酪応援会議が、後継牛の育成等に関する作業を預託により外部化する取組を通じ、後継牛の預託育成体制の強化に資することを目的に策定する計画であって、次に定める内容を記載するものをいう。

- (1) 楽酪応援会議の名称及びその構成員の概要
- (2) 後継牛預託育成強化計画の達成に向けた構成員ごとの役割分担
- (3) 後継牛預託育成経営体及び後継牛預託育成経営体に後継牛を預託する酪農を営む者の労働条件の改善のための取組の概要
- (4) 後継牛預託育成経営体が行う施設の補改修、機械装置・資材の導入の種類、内容及び労働条件の改善の定量的な効果
- (5) 後継牛預託育成経営体及び後継牛預託育成経営体に後継牛を預託する酪農を営む者の労働条件の改善により生じるゆとりを活用して、地域酪農の発展に資する取組の内容

3 後継牛預託育成経営体

後継牛預託育成強化計画において、後継牛の受入強化に必要な施設の補改修、省力化に資する機械装置の導入又は育成牛の飼養管理に必要な資材の導入を行う者として位置付けられた、後継牛の預託育成を行う者をいう。

第3 事業の内容

本事業の内容は次のとおりとし、補助対象経費及び補助率は別表1に定めるとおりとする。

1 楽酪応援会議推進事業

楽酪応援会議が、後継牛の育成を行う者及び酪農を営む者の実情に応じ、後継牛の預託育成体制強化を図るための計画の策定や2の事業の円滑な推進を図るた

めに行う取組に対し、必要な経費を補助する。

2 後継牛育成体制整備事業

後継牛預託育成経営体が、後継牛預託育成強化計画に基づき家畜飼養管理施設の補改修、省力化機械装置の導入及び育成牛の飼養管理に必要な資材の導入により預託育成施設を整備する場合、その負担の軽減を図るため、当該施設等の整備に必要な費用の一部を楽酪応援会議が助成する取組について、必要な経費を楽酪応援会議に対して補助する。

第4 機械装置の導入

1 機械装置の導入方式

第3の2による機械装置の導入に対する助成は、次のいずれかの方式によるものとする。

(1) リース方式

後継牛預託育成経営体が機械装置を借受けにより導入する場合に、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を楽酪応援会議が助成する取組について、当該機械装置の導入に係る計画を作成した楽酪応援会議に対して必要な経費を補助する。

(2) 購入方式

後継牛預託育成経営体が機械装置を購入して導入する場合に、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を楽酪応援会議が助成する取組について、次のいずれかに該当するときに限り、必要な経費を、当該機械装置の導入に係る計画を作成した楽酪応援会議に対して補助する。

ア 後継牛預託育成経営体が機械装置の管理を行うことに経営上の合理性があると認められるとき。

イ その他購入方式を行うことが、後継牛預託育成強化計画の達成のために必要であると楽酪応援会議が認めるとき。

2 対象者

第3の2により家畜飼養管理施設の補改修、省力化機械装置の導入及び育成牛の飼養管理に必要な資材の導入を行う者は、楽酪応援会議が作成した当該補改修及び導入に係る計画において、後継牛預託育成経営体として位置付けられた、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 乳用牛又はその育成牛を飼養する者（法人化しているものを除く。）

(2) 酪農を営む者を含む農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体

- をいう。)を含む。)をいう。)とする。
- (3) 株式会社又は持分会社であって、酪農又は後継牛の預託育成を含む農業を主たる事業として営むもの
 - (4) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、酪農を含む農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）
 - (5) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において、酪農を含む農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
 - (6) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
 - (7) 酪農又は後継牛の預託育成を営む個人が構成員となっている任意団体であって、次のア及びイの要件のいずれかに適合するもの
 - ア 酪農又は後継牛の預託育成を営む個人が直接の主たる構成員であること。
 - イ 当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること。
 - (ア) 機械装置の導入を図ることにより後継牛預託育成強化計画の達成に資する旨の目的が定められていること。
 - (イ) 代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続が明らかにされていること。
 - (ウ) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - (エ) 導入した機械装置の利用法が公平を欠くものでないこと。
 - (オ) 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

第5 補助対象の範囲

- 1 第3の2の事業における補助対象の範囲は、別表2に掲げるとおりとする。
- 2 第3の2の事業により補助対象として導入する機械装置（以下「補助対象機械装置」という。）は、一般に市販されているものとし、試験研究のために製造された機械装置については、補助対象としないものとする。
- 3 補助対象機械装置は、原則として新品とする。ただし、楽酪応援会議が必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における補助対象機械装置は、その導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間が2年以上であるものに限るものとする。
- 4 リース方式で導入する場合の補助対象機械装置は、リース事業者がその通常の事業においてリース物件として貸し付けているものとする。
- 5 本事業による機械装置の導入に当たっては、国又は機構の事業（以下「国庫補助事業等」という。）において補助金等の交付を受けている機械装置は、補助対象機械装置から除外する。

第6 目標年度及び成果目標

この事業の目標年度及び成果目標は次のとおりとする。

1 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度として設定するものとする。

2 成果目標

楽酪応援会議は、後継牛預託育成強化計画に基づく取組により、事業実施年度の翌年度に、労働時間を10%以上低減するとの成果目標を設定するものとする。

第7 事業の実施等

1 事業参加要望

楽酪応援会議は、別記様式第1号により楽酪応援会議推進事業への参加並びに楽酪応援会議内の後継牛預託育成経営体が後継牛預託育成強化計画に基づいて実施しようとする取組の要望を取りまとめ、中央畜産会に提出する。この場合、楽酪応援会議は、後継牛預託育成経営体ごとに導入を希望する機械装置等の規模、数量等について、真に必要性のあるものにつき導入を行うよう取り計らうものとする。

2 事業実施計画の作成等

(1) 楽酪応援会議は、1の事業参加要望の取りまとめに当たり、別添に掲げる労働時間削減効果の評価を踏まえ、後継牛預託育成経営体間の優先順位を決定し、その結果（以下「総合評価結果」という。）を取りまとめるものとする。

(2) 楽酪応援会議は、別記様式第2号により事業実施計画書を作成し、中央畜産会の承認を受けるものとする。

(3) 中央畜産会は、(2)の承認を行うに当たって、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）と協議の上、配分予定額を決定し、(2)の承認と併せて配分予定額を楽酪応援会議及び都道府県知事に通知するものとする。

(4) (2)で承認のあった事業実施計画に、次に掲げる変更等をしようとするときは、(2)に準じて変更の承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施地区の変更

ウ 取組主体の変更

エ 事業費の30%を超える増減

オ 補助金の増又は30%を超える減

カ 成果目標の変更

3 事業参加申請書の作成・承認

(1) 楽酪応援会議は、2の(3)により通知を受けた配分予定額の範囲内で、総合評価結果で決定した優先順位に基づいて後継牛預託育成経営体を選定するも

のとする。

- (2) (1) により選定された後継牛預託育成経営体であって機械装置を導入する者については、購入方式にあつては別記様式第3号一別紙1、リース方式にあつては別記様式第4号一別紙1により事業参加申請書を作成し、楽酪応援会議に提出するものとする。

楽酪応援会議は、提出のあった事業参加申請書を別記様式第3号及び別記様式第4号により取りまとめ、中央畜産会に申請し、承認を得るものとする。

- (3) (2) の後段の申請において購入方式で機械装置を導入する後継牛預託育成経営体の必要な費用の一部を助成する楽酪応援会議は、後継牛預託育成経営体の資金計画について、金融機関等が発行する預金残高証明書又は融資証明書等により、支払い可能であることが確認されていることについて整理し、中央畜産会の承認を得るものとする。

- (4) 中央畜産会は、必要な書類等の承認を行った上で、後継牛預託育成経営体ごとに事業参加承認を行い、楽酪応援会議及び都道府県知事に通知する。

4 機械装置の導入等に係る留意事項

(1) 共通

ア 補助対象機械装置の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、飼養規模に即したものを選定するものとする。

イ 補助対象機械装置の購入先の選定に当たっては、当該機械装置の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

ウ 後継牛預託育成経営体は、補助対象機械装置の性質に応じて、リース事業者等とのメンテナンス契約を締結する等、常に良好な状態で管理し、補助対象機械装置の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。

エ 後継牛預託育成経営体が国庫補助事業等により機械装置の導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

オ 補助対象機械装置は法定耐用年数以上利用するものとする。

カ 後継牛預託育成経営体は、補助対象機械装置について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

キ 後継牛預託育成経営体は、補助対象機械装置の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、補助対象機械装置の管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

ク 後継牛預託育成経営体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を、楽酪応援会議を經由して中央畜産会に報告し、その指示を受

けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額又は防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、楽酪応援会議は、必要がある場合は、現地調査を実施、報告事項の確認を行うものとする。

ケ 後継牛預託育成経営体は、補助対象機械装置について、処分制限期間内（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定める処分制限期間をいう。以下同じ。）に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、楽酪応援会議に報告するものとする。

楽酪応援会議は、当該報告を受けたときは、当該機械装置の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し、中央畜産会に報告するものとする。

なお、楽酪応援会議が、当該機械装置の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、畜産業振興事業の実施について別添2畜産業振興事業により取得した財産の処分の取り扱いに準じて、中央畜産会に報告を行うものとする。

コ 後継牛預託育成経営体は、ICT機械装置を導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、システムサービスの提供者とデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

（2）リース方式の場合

ア 貸付期間

補助対象機械装置の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

（ア）貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を後継牛預託育成経営体に移転する場合

リース事業者が貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を後継牛預託育成経営体に移転する場合の補助対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数（中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間。以下（ア）及び（イ）において同じ。）の70%（法定耐用年数が10年以上のものは法定耐用年数の60%）以上（1年以上の場合に限ることとし、1年未満の端数は切り捨てる。）かつ法定耐用年数以下であって、後継牛預託育成経営体とリース事業者が合意した期間とする。なお、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、後継牛預託育成経営体に所有権が移転された後、後継牛預託育成経営体において財産管理台帳を整備し、これを保管

するものとする。

(イ) 貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を移転しない場合

補助対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数とする。なお、貸付期間終了後の補助対象機械装置の取扱いについては、再リース又は第三者への譲渡により引き続き効率的に利用するよう努めるものとする。また、再リースを行う場合にあっては、補助対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、リース会社は再リース料を設定するものとする。

イ 貸付期間終了後の補助対象機械装置の所有権の移転

リース事業者は、補助対象機械装置について、アに基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額を後継牛預託育成経営体との間で、あらかじめ設定していた場合において、当該貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により、後継牛預託育成経営体に当該機械装置の所有権を移転することができる。

ウ 途中解約の禁止

後継牛預託育成経営体は、貸付期間中のリース契約を解約できないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として後継牛預託育成経営体がリース事業者に支払うものとする。

エ 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税からなるものとする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については次のとおりとする。

(ア) 基本貸付料

基本貸付料は、補助対象機械装置の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

(イ) 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、附加貸付料等を定めるに当たり、当該機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

オ 契約書類等の提出

(ア) リース事業者は、リース契約の内容に当該機械装置の取得価額と補助金額を明記するものとする。

(イ) 後継牛預託育成経営体は、リース事業者とリース契約を締結した場合、速やかにその契約に係る書類の写しを、楽酪応援会議を經由して中央畜産

会に提出するものとする。

(3) 購入方式の場合

ア 助成対象は、助成対象は、次のいずれかに該当する労働負担軽減経営体に
限るものとする。

(ア) 地震・台風等の災害時の際、家畜の移送作業や在庫飼料の提供等の地域の
互助協定に参加する経営

(イ) 酪農従事者の疾病時等の際、当該酪農経営の経営継続のため、飼養管理
の補助や育成牛の受け入れ等の地域の互助協定に参加する経営

イ 後継牛預託育成経営体は、補助対象機械装置の管理状況を明確にするため
財産管理台帳を整備してこれを保管するものとし、当該機械装置の導入を行
った後、その写しを速やかに楽酪応援会議に提出するものとする。楽酪応援
会議は、後継牛預託育成経営体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づ
き、財産処分制限期間中の機械装置の利用状況を確認するとともに、本事業
の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

ウ 後継牛預託育成経営体は、補助対象機械装置について移転、更新又は生産
能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う
増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該機械装置の処分制限期間
内に行うときは、あらかじめ、楽酪応援会議を経由して中央畜産会に届け出
るものとする。

(4) 補改修した施設及び資材の管理等については、4の(3)のイ及びウの規定
を準用するものとする。

5 事業の着工等

(1) 後継牛預託育成経営体による本事業の着工は、原則として、中央畜産会から
楽酪応援会議に対する交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応
じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決
定前に事業の着工等を行う場合は、楽酪応援会議は、あらかじめ、中央畜産会
の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を作成し、中央畜
産会に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に本事業の着工をする場合については、楽
酪応援会議は、事業の内容が明確となってから、本事業の着工をするものとし、
交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰す
ことを了知の上で行うものとする。

(3) 中央畜産会は、(1)のただし書きによる着工については、事前にその理由等
を十分に検討して必要最小限にとどめるよう楽酪応援会議を指導するほか、着
工後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう
にするものとする。

第8 事業実施計画及び事業参加申請の審査

第7の2の(2)及び同3の(2)の事業実施計画及び事業参加申請書の承認に当たっての審査基準は、次に掲げるものとする。

1 事業内容の妥当性

- ・ 事業内容が、労働条件の改善により生じるゆとりを活用して、地域の酪農の発展に資する取組となっているか。

2 事業計画の妥当性、効率性

- ・ 総合評価に当たり、補改修及び機械装置又は資材の導入による効果は適切に算定されているか。
- ・ 手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性があるか。

3 事業実施体制の妥当性

- ・ 楽酪応援会議の組織及び体制が、事業実施のために適切なものとなっているか。

第9 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和4年度とする。

第10 中央畜産会の補助

1 中央畜産会は、予算の範囲内において、別表1に定める補助対象経費及び補助率により、第3に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

2 事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。

- (1) 国又は機構の事業において補助金等の交付を受けている経費
- (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (3) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (4) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

第11 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

楽酪応援会議は、補助金の交付を受けようとするときは、中央畜産会が別に定める期日までに、別記様式第5号の酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業交付申請書を中央畜産会に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

楽酪応援会議は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第6号の酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業補助金交付変更承認申請書を中央畜産会に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止

- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の請求及び支払い

- (1) 後継牛預託育成経営体は、家畜飼養管理施設の補改修、補助対象機械装置の導入、及び育成牛の飼養管理に必要な資材の導入が完了した場合は、別記様式第7号により、事業完了報告書を作成し、楽酪応援会議に提出するものとする。
- (2) 楽酪応援会議は、(1)により後継牛預託育成経営体から事業完了報告があった場合及び自らの事業が完了した場合は、別記様式第8号により楽酪応援会議補助金支払請求書を作成し、中央畜産会に提出するものとする。

提出に当たっては、(1)により提出のあった事業完了報告書について、審査・検査を行い、家畜飼養管理施設の補改修、省力化機械装置の導入、及び育成牛の飼養管理に必要な資材の導入が計画どおりに行われていることを確認するものとする。

なお、楽酪応援会議が自らの事業の出来高に応じて概算払請求する場合も同様に、別記様式第8号を中央畜産会に提出するものとする。

- (3) 中央畜産会は、(2)により楽酪応援会議から補助金請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、補助金を支払うとともに、支払額の通知をするものとする。

なお、リース方式による場合において、補助金の支払先として、楽酪応援会議がリース事業者を指定した場合は、中央畜産会から直接リース会社等へ請求額を支払うことができるものとする。この場合、楽酪応援会議に支払う補助金の額は、リース事業者へ支払った補助金を除いた額とする。

第12 補助金の返納

1 楽酪応援会議推進事業

中央畜産会は、第11の補助金の支払を受けた者が、補助金の支払いを受けた後に実施要綱等に定める要件を満たさないことが判明した場合には、当該補助金の支払いを受けた者に指示を行い、中央畜産会に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

2 後継牛預託育成体制整備事業

中央畜産会は、楽酪応援会議から、補助対象機械装置の処分制限期間中、当該機械装置の利用状況について報告を受け、その状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当することが明らかになった場合において、このことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、楽酪応援会議又はリース事業者に対して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

- (1) リース契約を解約したとき。
- (2) 後継牛預託育成経営体が経営を中止したとき。

- (3) 導入した当該機械装置が滅失したとき。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき。
- (5) リース契約に定められた契約内容に明らかに合致しないとき。
- (6) 実施要綱等に定める変更の届出、報告等を怠ったとき。

第13 事業実施状況の報告

- 1 後継牛預託育成経営体は、家畜飼養管理施設の補改修、省力化機械装置の導入、及び育成牛の飼養管理に必要な資材の導入を実施した場合は、別記様式第9号により、後継牛預託育成経営体実施状況報告書を速やかに作成し、楽酪応援会議に提出するものとする。後継牛預託育成経営体実施状況報告書の提出を受けた楽酪応援会議は、速やかに中央畜産会に提出するものとする。
- 2 楽酪応援会議は、別記様式10号により、事業実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の6月30日までに、中央畜産会に報告するものとする。

第14 事業評価の報告

楽酪応援会議は、第6の2により設定した成果目標について、事業実施年度の翌年度について検証を行い、別記様式第11号の事業成果報告書により、事業実施年度の翌々年度の6月30日までに、中央畜産会に報告するものとする。

第15 事業の推進指導等

- 1 楽酪応援会議は、中央畜産会の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るとともに、他の補助事業等との関連及び活用に配慮するものとする。
- 2 リース事業者及び後継牛預託育成経営体は、中央畜産会の指導の下、都道府県、楽酪応援会議、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

第16 調査及び報告

- 1 楽酪応援会議は、第7の4の(3)のイにより確認した機械装置の利用状況について、中央畜産会に対し、第13の2の事業実施状況報告書の提出時に併せて報告するものとする。
- 2 機構は、この要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、楽酪応援会議、リース事業者等に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。
- 3 中央畜産会及び都道府県は、楽酪応援会議、リース事業者及び後継牛預託育成経営体に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

第17 消費税及び地方消費税の取扱

1 楽酪応援会議は、中央畜産会に対して第11の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 楽酪応援会議は、1のただし書により申請をした場合において、第13の2の事業実施状況報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 楽酪応援会議は、1のただし書により申請をした場合において、第13の2の事業実施状況報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第12号の酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（後継牛預託育成体制整備事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに中央畜産会に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を中央畜産会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により中央畜産会に報告しなければならない。

第18 帳簿等の整備保管等

楽酪応援会議は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

附 則（平成31年4月24日付け31年度発中畜第343号）

この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月24日付け2年度発中畜第363号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年4月26日付け3年度発中畜第557号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月1日付け4年度発中畜第5号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表 1

事業名	補助対象経費	補助率
1 楽酪応援会議 推進事業	楽酪応援会議が、酪農を営む者の実情に応じ、楽酪応援計画の策定や2の事業の円滑な推進を図るために行う取組に対し、必要な経費	定額 ただし、3,000千円を上限とする。また、そのうち2の事業の円滑な推進を図るために行う取組みについては、2の事業に係る事業費の1割を上限とする。
2 後継牛預託育成体制整備事業	後継牛預託育成経営体による補改修の実施、機械装置・資材の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に必要な経費	2分の1以内

別表 2

区分	仕 様 等
補助対象補改修	<p>1 施設の補改修に当たっては、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 交付対象となる施設等の残存耐用年数は、原則として、整備後の耐用年数が5年以上とする。</p> <p>イ 補改修は、次のいずれかに限るものとする。</p> <p>(ア) 家畜の飼養や排せつ物の処理、飼料の調製の方法の改善等による省力化に資するもの</p> <p>(イ) 飼養規模の拡大を伴うもの</p> <p>(ウ) 後継牛の預託育成への経営の転換を行うことにより労働負担軽減に資するもの</p> <p>2 補改修できる施設の範囲は、家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設、飼料関連施設とする。</p>
補助対象機械装置	自動給餌機、自走式配餌車、ほ乳ロボット、餌寄せロボット、発情発見装置、バーンスクレーパー、敷料散布機
補助対象資材	<p>1 放牧用資材は、省力化又は後継牛預託頭数の増加に資するものに限ることとする。</p> <p>2 導入できる資材の範囲は、牧柵、電牧柵、床材、餌槽、給水器、防虫機器、牧草種子、肥料、及び土壌改良資材とする。</p>

(注意)

- 1 補助対象機械装置には、汎用性のある運搬車両等は含まないものとする。
- 2 汎用性のある運搬車両等を動力源とする機械装置は補助対象とはしない。
- 3 本表のほか、中央畜産会が特に認めた機械装置についても補助対象とすることができる。その際、中央畜産会が設置する畜産施設機械の専門家が参加する委員会の意見を聴くものとする。
- 4 補助対象機械装置の導入は、利用規模や労働時間の削減に即した適正な機械装置の選定をするものとする。
- 5 補助対象機械装置の導入に当たっては、その他、上記の機械装置の設置に必要な簡易な資材を対象に含むことができるものとする。

別添 労働時間削減効果分析

第1 評価

本事業を実施するに当たり、あらかじめ以下の基準により労働時間削減効果の評価を実施し、事業の投資効率を十分に検討するものとする。

第2 評価点数の算出式

$$\text{補助金申請額 (円)} \div \text{削減が期待される年間総労働時間 (時間)} \times \text{係数} \div 10,000$$

なお、削減が期待される年間総労働時間は、施設の補改修、補助対象機械装置の導入及び放牧用資材の導入を通じて生じる以下の変化に伴って削減されることが期待される後継牛又は搾乳牛1頭当たり作業時間と後継牛又は搾乳牛の頭数の積とする。

ア 補助対象機械装置の導入による変化

イ 集約的な後継牛の預託育成が行われることによる変化

ウ 酪農業から後継牛預託育成業への業種転換による変化

第3 削減が期待される年間労働時間の考え方

1 給餌作業

(1) 搾乳牛又は後継牛

	搾乳牛又は後継牛1頭当たり 給餌時間 (時間/頭・年)
人力による給餌方式	43
自動餌寄せ方式	40
自走式配餌車による給餌	37
自走式配餌車＋自動餌寄せ方式	34
自動給餌方式(濃厚飼料)	16
自動給餌(濃厚飼料)＋自動餌寄せ方式	13
自動給餌方式(濃厚・粗飼料)	14
自動給餌(濃厚・粗飼料)＋自動餌寄せ方式	11

(2) 子牛(ほ乳)

	搾乳牛又は後継牛1頭当たり ほ乳時間
--	-----------------------

	(時間/頭・年)
人力によるほ乳方式	3
ほ乳ロボット方式	0

2 生産管理作業
(繁殖管理)

	搾乳牛又は後継牛1頭当たり 労働時間 (時間/頭・年)
人力による観察方式	14
発情発見装置の活用	12

(除糞作業)

	搾乳牛又は後継牛1頭当たり 労働時間 (時間/頭・年)
ホイールローダー等バースクレーパーによらない除糞	5
バースクレーパーによる除糞	0

(敷料散布作業)

	搾乳牛又は後継牛1頭当たり 労働時間 (時間/頭・年)
人力による敷料散布	3
敷料散布機による敷料散布	0

3 後継牛預託育成の集約化及び酪農業からの業種転換

飼養規模	後継牛1頭当たり 労働時間 (時間/頭・年)	搾乳牛1頭当たり 労働時間 (時間/頭・年)
20頭未満	118	204
20頭以上30頭未満	87	160
30頭以上50頭未満	65	129
50頭以上80頭未満	52	107
80頭以上100頭未満	41	87
100頭以上	32	74

4 1から3までについては、実例を調査した資料を添付することにより、当該値に置き換えることができるものとする。

第4 係数

複数該当する場合、該当する全ての項目の値を掛けることができるものとする。

区分	項目	値
1 後継者	① 今後とも安定的な経営継続が見込まれる経営として(1)又は(2)に該当する経営 (1)主たる経営者が45歳未満 (2)主たる経営者が45歳以上の場合、後継者となる子息・子女又は概ね15歳以上の後継者の確保がなされている	0.9
	② ①に該当しない場合、後継者の確保に向けた取組の実施	0.95
2 乳用後継牛	① 自家の牛群更新に必要な乳用牛を概ね自家生産により確保する経営	0.9
	② ①以外の場合、自家の牛群更新に必要な乳用牛の自家生産に取り組む経営	0.95
3 その他	① 地震・台風等の災害等に備えた、地域における互助協定に参加する経営	0.95
	② 酪農従事者の疾病時等の経営継続に備えた、地域における互助協定に参加する経営	0.95
	③ 地震・台風等により被災した経営	0.9
	④ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による補助を受けていない経営	0.95
	⑤ 牛群検定に加入している経営	0.9
	⑥ 供用期間の延長等を図るため、自給飼料の飼料分析や技術者との意見交換を定期的に行う経営	0.95
	⑦ 楽酪応援会議の構成員の中で、JGAP家畜・畜産物の認証農場又はGAP取得チャレンジシステムの確認済み農場がある場合	0.95
	⑧ 楽酪応援会議の構成員の中で、農場HACCP推進農場として指定されている経営がある場合	0.95
	⑨ 作業安全に関する取組を実施している経営	0.9
	⑩ その他、地域への貢献度が高い取組と中央畜産会が特に認めた取組に参加する経営	0.9

都道府県名：
 令和 年 月 日

酪農応援会議代表 殿

所在地
 法人名称又は氏名
 (法人の場合 代表者名)

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
 (後継牛預託育成体制整備事業) 要望調査票

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(後継牛預託育成体制整備事業)において、後継牛預託育成体制整備のため、以下のとおり要望書を提出します。

1 経営の概況(令和〇年〇月〇日現在)

経産牛頭数	<input type="text"/>	頭
労働力	<input type="text"/>	人
年間総労働時間	<input type="text"/>	時間

2 機械装置の導入関係

(1) 給餌方式の改善

①現在の状況

飼料給与関係機械装置の保有状況：

②導入希望の機械装置

機械装置の種類	自動給餌機 (濃厚・粗飼料)	自動給餌機 (濃厚飼料)	餌寄せロボット	ほ乳ロボット	自走式配餌車
機械装置のメーカー名	<input type="text"/>				
型式	<input type="text"/>				
台数	<input type="text"/>				

本体価格（税抜）				
消費税額				

(2) 家畜飼養管理の改善

①現在の状況

家畜飼養管理機械装置の保有状況：

②導入希望の機械装置

機械装置の種類	発情発見装置	バーンスクレーパー	敷料散布機
機械装置のメーカー名			
型式			
台数			
本体価格（税抜）			
消費税額			

注1：導入を希望する機械装置の種類ごとに必要事項を記載する。

2：本体価格欄は、消費税を除いた機械装置の導入価格に台数を乗じた額を記載する。

(3) 補改修の内容

①補改修関係

施設の種類	仕様等	改修内容	事業費	負担区分		備考
				補助金	その他	

②育成牛の飼養管理に必要な資材の導入関係

導入資材	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	

3 機械装置の導入方式

注1：リース方式か、購入方式か記入する。

2：購入方式を選択する場合は、実施要領第7の4の(3)のアに取り組む経営体に限る。

4 機械装置導入により想定される労働時間の削減効果

(1) 後継牛預託育成経営体における削減労働時間 時間

①酪農家から預託農家に転換する場合

	転換前	転換後
搾乳牛頭数		
後継牛頭数		

②受入総頭数を増頭する場合

	増頭前	増頭後
後継牛頭数		

③委託農家の受入頭数を増頭する場合

委託農家	増頭前	増頭後

(2) 削減労働時間の検証方法

注1：削減労働時間の根拠を整理し、添付すること

2：削減労働時間の検証方法には、具体的な検証方法や資料名等を記入すること

5 機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組

(該当する項目に○を付ける)

1 後継者	① 今後とも安定的な経営継続が見込まれる経営として(1)又は(2)に該当する経営 (1) 主たる経営者が45歳未満 (2) 主たる経営者が45歳以上の場合、後継者となる子息・子女又は概ね15歳以上の後継者の確保がなされている	
	② ①に該当しない場合、後継者の確保に向けた取組の実施	
2 乳用後継牛	① 自家の牛群更新に必要な乳用牛を概ね自家生産により確保する経営	
	② ①以外の場合、自家の牛群更新に必要な乳用牛の自家生産に取り組む経営	

3 その他 (複数回答可)	① 地震・台風等の災害等に備えた、地域における互助協定に参加する経営	
	② 酪農従事者の疾病時等の経営継続に備えた、地域における互助協定に参加する経営	
	③ 地震・台風等により被災した経営	
	④ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による補助を受けていない経営	
	⑤ 牛群検定に加入している経営	
	⑥ 供用期間の延長等を図るため、自給飼料の飼料分析や技術者との意見交換を定期的に行う経営	
	⑦ 楽酪応援会議の構成員の中で、J G A P家畜・畜産物の認証農場又は、G A P取得チャレンジシステムの確認済み農場がある場合	
	⑧ 楽酪応援会議の構成員の中で、農場 HACCP 推進農場として指定される経営がある場合	
	⑨ 作業安全に関する取組を実施している経営	
	⑩ その他、地域への貢献度が高い取組と中央畜産会が特に認めた取組に参加する経営	

6 労働時間削減効果分析の結果

※実施要領別添に基づく労働時間削減効果分析の結果（評価点数）を記載。

【添付書類】

- (1) 申請する補助対象機械装置の一般競争入札の場合は入札結果を証する書面及び見積書（写し）、見積もり合わせの場合は三者以上の見積書（写し）
- (2) 申請する補助対象機械装置のカタログ
- (3) 補改修の内容や導入する資材が具体的にわかる書類
- (4) 5の回答根拠を示す資料
- (5) 購入方式を選択した場合、以下のいずれかに該当する書類
(実施要領第7の4の(3)のア関係)
 - ・災害時における地域の互助協定に関する締結書類（写し）
 - ・疾病時等における地域の互助協定に関する締結書類（写し）
- (6) 農業環境規範に基づく点検シート
- (7) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が、自ら家畜の飼養を行う場合、農業協同組合法第11条の51の規定に係る農業経営規程（写し）

補助金及び要望調査に関する確認書

本事業の要望に当たり、関係規程をよく読み内容を理解しました。

特に、次の事項に対し、相違があった場合は、事業参加承認後であっても補助金の一部もしくは全部を受給できなくなり、または補助金の支払後においては補助金の一部もしくは全部を返還することを承諾のうえ、要望します。

- 1 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載は行いません。
- 2 一般競争入札又は3者以上の見積もりによる補助対象機械装置の最低価格を補助対象経費として申請します。また、補助対象経費は補助対象機械装置の本体価格のみであり、それ以外の経費を混同していません。
- 3 既に所有している機械装置を下取りさせて機械装置を導入する場合は、導入する機械装置の本体価格から当該機械装置の下取り価格を控除した額を補助対象経費として申請します。
- 4 中央畜産会が事業参加申請を承認する以前に、既に発注等を行った場合は補助金の交付対象とならないことを承諾します。また、購入方式の場合は、補助金の支払いは、機械装置の導入、支払い及び所有権の移転が完了し、実績報告書を提出した後一定期間を要することを承諾します。
- 5 補助事業により取得した機械装置を、処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について中央畜産会の承認を受けます。また、その際、補助金の返還が発生する可能性があることを承諾します。
- 6 施設整備を実施する場合は、上記の内容に準じて実施することに承諾します。

令和 年 月 日
住所
法人名称又は氏名

※下取り機械装置の補助事業等の取扱いは、「補助事業等における生産の取扱いについて」（昭和57年10月26日付け57経第1702号）による。

※処分制限期間：導入した機械装置の耐用年数をいう。

※処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。

※耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年3月31日付け大蔵省令第15号）に準ずる。

別記様式第1号-1の別紙1 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（後継牛預託育成体制整備事業）補改修等要望調査票

都道府県：		酪農応援会議：		法人名称又は氏名：	
-------	--	---------	--	-----------	--

1 補改修の必要性

--

2 補改修の概要等

事業内容		竣工予定 又は 完了年月日	事業費 (税抜)	単価 (/m ²)	負担区分			補助率	備考
種目	施設の構造、規格、能力等				補助金	自己資金	その他		

(注) 事業種目欄は、計画内容が明らかとなるよう細目に分けて具体的に記載すること

3 コスト分析基準等を超える理由等 (該当する場合のみ記入)

理由		添付書類
	コスト分析基準で示されたものとは、規模等が異なるため、基準を上回る結果となった。	導入機械装置の仕様及び金額明細がわかる資料
	今回導入する機械装置が、コスト分析基準で示されたものに一致しない。 導入仕様・相違点【 】	
	その他【 】	

中央畜産会の長 殿

(楽酪応援会議)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(後継牛預託育成体制整備事業) 実施計画承認(変更)申請書

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(後継牛預託育成体制整備事業)実施要領第7の2の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて承認(変更)申請します。

記

事業の内容

事業名	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
楽酪応援会議推進事業				
後継牛預託育成体制整備事業				
合 計				

取組により期待される効果(成果目標)

成果目標(目標値・現状値)	
検証方法	
その他事業による効果	

注: 成果目標は、地域の連携により労働時間の削減に向けた取組により期待される削減効果について、事業実施年度の翌年度の目標値を定量的に記載する。
検証方法は、目標値の具体的な検証方法の手法を記載する。
その他事業による効果については、労働時間削減効果以外に期待される効果を記載する。

【添付資料】

- (1) 別添 1 **【楽酪応援会議推進事業】**（楽酪応援会議が行う事業内容）
- (2) 別添 2 **【後継牛預託育成体制整備事業】**（施設の補改修、資材の導入内容）
- (3) 参加要望書（別記様式第 1 号）
- (4) 要望調査票（別記様式第 1 号－ 1 及び別記様式第 1 号－ 1 の別紙 1）
- (5) 楽酪応援計画
- (5) 後継牛預託育成体制強化計画

注：変更の場合は、事業内容及び添付資料について、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること

別添【楽酪応援会議推進事業】

1 事業の目的

--

2 総括票

事業名	事業内容	負担区分		備考
		補助金	楽酪応援会議	
		円	円	

注：事業名には「会議の開催」、「先進地事例調査」、「労働時間削減に向けた労働時間の削減の実証」、「指導及び調査等」を記載する。

3 事業の内容

(1) 検討会の開催

開催回数	開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

(2) 先進地等の調査

調査地域	調査時期	調査員数	目的

注：目的は、調査地域の取組と本事業での取組計画との関連性を踏まえ記載する。

(3) 労働時間軽減に向けた楽酪応援会議の取組の実証

取組内容	実施時期・回数

(4) 指導及び調査等

区分	内容	事業費	積算基礎
計			

【添付資料】

- (1) 楽酪応援会議の組織及び運営に係る規約
- (2) 楽酪応援会議が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していることを示す資料
- (3) 別表の細目を活用した事業費積算
- (4) 事業費の支出の根拠となる資料（旅費規程等）
- (5) その他

別添【後継牛預託育成体制整備事業】

1 事業の目的

--

2 総括票

事業名	事業内容	負担区分		備考
		補助金	楽酪応援会議	
		円	円	

注：事業名には「施設の補改修」、「省力化機械装置の導入」、「育成牛の飼養管理に必要な資材の導入」を記載する。

3 事業の内容

(1) 家畜飼養管理施設の補改修

施設の種類	仕様等	改修内容	事業費	負担区分		備考
				補助金	その他	

(2) 省力化機械装置の導入

対象機械装置名	数量	事業費	負担区分		備考
			補助金	その他	

(3) 育成牛の飼養管理に必要な資材の導入

導入資材	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	

【添付資料】

- (1) 楽酪応援会議の組織及び運営に係る規約
- (2) 楽酪応援会議が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していることを示す資料
- (3) 別表の細目を活用した事業費積算
- (4) 事業費の支出の根拠となる資料（旅費規程等）
- (5) その他

中央畜産会の長 殿

(楽酪応援会議)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(後継牛預託育成体制整備事業) 参加申請書 (購入方式)

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(後継牛預託育成体制整備事業)を下記のとおり実施したいので、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(後継牛預託育成体制整備事業)実施要領第7の3の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて承認(変更)申請します。

記

1 申請者数 名

2 申請の概要

No	後継牛預託育成 経営体名	機械導入		補改修		資材導入		備考
		対象機 械装置 名	補助金 額 (円)	補改修 の内容	補助金 額 (円)	導入資 材	補助金 額 (円)	

【添付書類】

- ・対象者から提出された別記様式第3号-別紙1「参加申請書」

酪農応援会議代表 殿

所在地
法人名称又は氏名
(法人の場合 代表者名)

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(後継牛預託育成体制整備事業) 参加申請書 (購入方式)

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 (後継牛預託育成体制整備事業) を下記のとおり実施したいので、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 (後継牛預託育成体制整備事業) 実施要領第7の3の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請します。

記

1 補助対象機械装置の概要

No	補助対象 機械装置名		新品・ 中古の 区分 ※1	法定 耐用年 ※2	型式 (規格 ・規模)	製造 メーカー 名	販売 業者名	数量
No	機械本体 価格 (税抜) A	消費税 B	計	下取り 機械 価格 C	下取り に係る 消費税 D	計	補助率	補助金額 A-C× 補助率
							1/2	
							1/2	

※1 新品は「1」を、中古は「2」を記載する。なお、中古の場合は残存期間が2年以上の場合が対象となる。

※2 中古の場合は法定耐用年数から経過年数を差し引いた期間を記載する。

2 家畜飼養管理施設の補改修

施設の種類	仕様等	改修内容	事業費	負担区分		備考
				補助金	その他	

3 育成牛の飼養管理に必要な資材の導入

導入資材	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	

4 対象者の概要（令和 年 月 日時点）

(1) 飼養状況

経産牛 頭 育成牛 頭

(2) 飼料畑等

草地 ha 田 ha
畑 ha

5 申請機械装置の設置場所

--

6 動産総合保険

保険会社名 _____
 保険の内容 _____
 盗難保険の有無 _____
 天災等に対する補償の範囲 _____

7 機械装置の導入に係る留意事項関係

該当する項目に○を記載する。

	災害時における地域の互助協定に参加
	傷病時等における地域の互助協定に参加

8 添付資料

- (1) 申請する補助対象機械装置の一般競争入札の場合は入札結果を証する書面及び見積書（写し）、見積もり合わせの場合は三者以上の見積書（写し）
（要望調査と変わらない場合は添付不要）
- (2) 補助対象機械装置のカタログ（要望調査と変わらない場合は添付不要）
- (3) 補改修の内容や導入する資材が具体的にわかる書類
- (4) 販売事業者との購入契約書（案）又は申込書（写し）
- (5) 既存機械の下取りがある場合は見積書（写し）
- (6) その他必要な書類

中央畜産会の長 殿

(楽酪応援会議)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(後継牛預託育成体制整備事業) 参加申請書 (リース方式)

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(後継牛預託育成体制整備事業)を下記のとおり実施したいので、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(後継牛預託育成体制整備事業)実施要領第7の3の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて承認(変更)申請します。

記

1 申請者数 名

2 申請の概要

No	後継牛預託育成 経営体名	機械導入		補改修		資材導入		備考
		対象機 械装置 名	補助金 額 (円)	補改修 の内容	補助金 額 (円)	導入資 材	補助金 額 (円)	

【添付書類】

- ・対象者から提出された別記様式第4号・別紙1「参加申請書」

楽酪応援会議代表 殿

所在地
法人名称又は氏名
(法人の場合 代表者名)

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(後継牛預託育成体制整備事業) 参加申請書 (リース方式)

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 (後継牛預託育成体制整備事業) を下記のとおり実施したいので、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 (後継牛預託育成体制整備事業) 実施要領第7の3の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請します。

記

1 補助対象機械装置の概要

No	補助対象 機械装置名		新品・ 中古の 区分 ※1	法定 耐用年 ※2	型式 (規格 ・規模)	製造 メーカー 名	販売 業者名	数量
No	機械本体 価格 (税抜) A	消費税 B	計	補助率	補助金額 A-C×補 助率			
				1/2				
				1/2				

※1 新品は「1」を、中古は「2」を記載する。なお、中古の場合は残存期間が2年以上の場合が対象となる。

※2 中古の場合は法定耐用年数から経過年数を差し引いた期間を記載する。

2 家畜飼養管理施設の補改修

施設の種類	仕様等	改修内容	事業費	負担区分		備考
				補助金	その他	

3 育成牛の飼養管理に必要な資材の導入

導入資材	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	

4 対象者の概要（令和 年 月 日時点）

(1) 飼養状況

経産牛 頭 育成牛 頭

(2) 飼料畑等

草地 ha 田 ha
畑 ha

5 申請機械装置の設置場所

--

6 動産総合保険

保険会社名 _____
 保険の内容 _____
 盗難保険の有無 _____
 天災等に対する補償の範囲 _____

7 添付資料

- (1) 申請する補助対象機械装置の一般競争入札の場合は入札結果を証する書面及び見積書（写し）、見積もり合わせの場合は三者以上の見積書（写し）（要望調査と変わらない場合は添付不要）
- (2) 補助対象機械装置のカタログ（要望調査と変わらない場合は添付不要）
- (3) 補改修の内容や導入する資材が具体的にわかる書類
- (4) リース事業者とのリース契約書（案）
- (5) 既存機械の下取りがある場合は見積書（写し）
- (6) その他必要な書類

中央畜産会の長 殿

(楽酪応援会議)

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(後継牛預託育成体制整備事業) 交付申請書

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(後継牛預託育成体制整備事業)実施要領第11の1の規定に基づき、 円の交付を申請する。

- (注) 1 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正(変更前を上段括弧で二段書)した当該資料ページを添付して提出すること
- 2 前記により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「令和 年 月 日付け 第 号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「令和 年 月 日付け 第 号で計画承認通知があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること
- 3 申請の際には以下の書類を添付すること。なお、事業計画書に添付したのから変更がない場合は省略することができる。
- (1) 補改修を行うものについて、実施設計書又は個々の内容を記した仕様書、見積書等
- (2) その他交付決定者が必要とする書類

中央畜産会の長 殿

(楽酪応援会議)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(後継牛預託育成体制整備事業) 交付変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(後継牛預託育成体制整備事業)実施要領第11の2の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- (注) 1 交付決定を受けた計画書の変更箇所を加筆修正(変更前を上段括弧二段書)した当該資料ページを添付して提出すること
なお、添付資料については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇事業変更承認申請書」を「〇〇事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により別添のとおり変更したいので、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(後継牛預託育成体制整備事業)実施要領第11の2の規定に基づき申請する。」を「下記の理由により別添のとおり変更したいので、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(後継牛預託育成体制整備事業)実施要領第11の2の規定により、補助金〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止(廃止)承認申請書」と、「変更」を「中止(廃止)」と置き換えること

楽酪応援会議代表 殿

所在地
法人名称又は氏名
(法人の場合 代表者名)

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(後継牛預託育成体制整備事業) 事業完了報告書

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(後継牛預託育成体制整備事業)実施要領第11の3の(1)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業の内容

(1) 家畜飼養管理施設の補改修

施設の種類	仕様等	改修内容	事業費	負担区分		備考
				補助金	その他	

(2) 省力化機械装置の導入

対象機械装置名	数量	事業費	負担区分		備考
			補助金	その他	

(3) 育成牛の飼養管理に必要な資材の導入

導入資材	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	

2 添付資料

(共通)

- ①補改修・育成牛の飼養管理に必要な資材に係る納入書、請求書（写し）
- ②施行完了・納入当日に撮影した補改修・育成牛の飼養管理用資材の写真

(1) リース方式により機械装置を導入した場合

- ①貸付対象機械装置に係るリース契約書（写し）
- ②貸付対象機械装置に係る借受書（写し）
- ③貸付対象機械装置の詳細が分かる資料（機械装置ごとの銘柄、形式及び台数）
- ④納入当日に撮影した機械装置の全景写真
- ⑤製造番号等の確認が可能な写真

(2) 購入方式により機械装置を導入した場合

- ①対象機械装置に係る購入に係る購入契約書（写し）
- ②対象機械装置に係る購入に係る納入書、請求書（写し）
- ③対象機械装置の詳細が分かる資料（機械装置ごとの銘柄、型式及び台数）
- ④納入当日に撮影した機械装置の全景写真
- ⑤製造番号等の確認が可能な写真

(3) 補改修を実施した場合

- ①施設の配置図、出来高設計書及び設計図
- ②補改修に係る契約書等（写し）
- ③施行・納入業者からの請求書（写し）
- ④竣工検査調書（別記様式第9号-2）
- ⑤設計書に基づく施設の整備であることがわかる写真
- ⑥その他必要な資料

3 その他

(1) 請求額 金 円

- (2) 振込先金融機関名
支店名
預金の種別
口座番号
預金の名義

※リース方式の場合においては、直接リース事業者に支払うことを認める。その場合、振込先について、リース事業者の指定する振込先を記載する。

中央畜産会の長 殿

(楽酪応援会議)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(後継牛預託育成体制整備事業) 支払請求書

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(後継牛預託育成体制整備事業)実施要領第11の3の(2)の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

1 請求額 金 円

区 分	総事業費	補助金	その他	備考
楽酪応援会議推進事業				
後継牛預託育成体制整備事業				
計				

- 2 振込先金融機関名
支店名
預金の種別
口座番号
預金の名義

- (注) 1 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正(変更前を上段括弧で二段書)した当該資料ページを添付して提出すること
- 2 前記により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「令和 年 月 日付け 第 号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「令和 年 月 日付け 第 号で計画承認通知があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること
- 3 申請の際には以下の書類を添付すること。なお、事業計画書に添付したものから変更がない場合は省略することができる。
- (1) 外部へ委託する場合は、委託契約書
 - (2) その他交付決定者が必要とする書類
 - (3) 後継牛預託育成体制整備経営体から申請のあった事業完了報告書(写し)
 - (4) 事業に要する経費の配分及び負担区分(別記様式第8号-1)
 - (5) その他中央畜産会が求める書類

別記様式第8号-1 事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	交付決定		事業費遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払 受領額 ④	今回 請求額 ⑤	令和 年 月 日ま での 予定 出来高 (④+⑤ /②)	残額 ②-④- ⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

【添付書類】

後継牛預託育成経営体ごとの補改修の遂行状況及び出来高がわかる書類
(補改修に係る概算払請求の場合)

楽酪応援会議代表 殿

所在地
法人名称又は氏名
(法人の場合 代表者名)

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(後継牛預託育成体制整備事業) 実施状況報告書

令和 年度 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（後継牛預託育成体制整備事業）について、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（後継牛預託育成体制整備事業）実施要領第13の1の規定に基づき、下記のとおりその実施状況報告する。

記

- 1 補助対象機械装置導入方式：リース方式（又は購入方式）
- 2 補助対象機械装置対象機械装置・補改修・育成牛飼養管理用資材・金額
(注) 機械装置名、補改修内容、資材名、数量、価格、消費税、補助金額等を記載する。
- 3 添付資料
 - (1) リース方式の場合
 - ① 貸付対象機械装置に係るリース契約書（写し）及び借受書（写し）
 - ② 対象機械装置の導入報告書（別記様式第9号-1）
 - (2) 購入方式
 - ① 対象機械装置に係る購入に係る購入契約書（写し）
 - ② 対象機械装置の導入報告書（別記様式第9号-1）
 - (3) 補改修に係る契約書等（写し）、竣工検査調書（別記様式第9号-2）
 - (4) 放牧用資材に係る納入書、請求書（写し）
 - (5) その他必要な資料

対象機械装置の導入報告書

楽酪応援会議名：			
後継牛預託育成体制整備経営体名	組織名：		
	代表者名：		
リース事業者※1	会社名：		
対象機械装置の名称			
製造メーカー名			
型 式			
機械装置製造番号			
販売事業者等の名称※2			
対象機械装置の納入年月日			
貸付番号※3			
導入場所			
所見	申請内容と相違ないか		
	カタログどおりか		
	新品であるか		
	試運転の結果どうか		
	業者から取扱説明を受けたか		
備考			

※1 購入方式の場合は、機械装置の販売事業者名を記載

※2 リース方式の場合はリース会社へ当該機械装置を販売した事業者名を記載、
購入方式の場合は記載しない。

※3 購入方式の場合は、記載しない。

中央畜産会の長 殿

(楽酪応援会議)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

(後継牛育成経営体)
所在地
法人名称又は氏名
(法人の場合 代表者名)

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(後継牛預託育成体制整備事業) 竣工検査調書

補助対象施設について検査したところ、下記のとおり相違ありません。

記

1. 後継牛預託育成経営体	
2. 工事名	
3. 工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4. 請負者の住所、名称	
5. 事業費	
(1) 総事業費 (税込み)	円
(2) 総事業費 (税抜き)	円
(3) 補助対象経費 (税抜き)	円
(4) 補助対象経費 (税抜き)	円
(5) 機構補助金額	円
6. 補助対象施設整備	
(1) 施設名	
(2) 整備の概要	
7. 検査年月日	令和 年 月 日
8. 備考	

別記様式第10号

番 号
年 月 日

中央畜産会の長 殿

(楽酪応援会議)

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(後継牛預託育成体制整備事業) 事業実施状況報告書

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(後継牛預託育成体制整備事業)
実施要領第13の2に基づき、事業の実施状況を報告します。

【添付書類】

- (1) 事業実施計画の承認(変更)申請時に添付した計画書に変更箇所を加筆し、変更前後の内容を反映した計画書
- (2) 後継牛預託育成経営体より提出のあった、別記様式第9号「実施状況報告書」

別記様式第 1 1 号

番 号
年 月 日

中央畜産会の長 殿

(楽酪応援会議)

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(後継牛預託育成体制整備事業) 事業成果報告書

令和 年 月 日付け 第 号で事業参加通知のあった酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(後継牛預託育成体制整備事業)について、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(後継牛預託育成体制整備事業)実施要領第 1 4 の規定に基づき別紙(対象となる別紙の番号を記入)の「令和年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(後継牛預託育成体制整備事業)成果報告」を別添のとおり報告します。

【添付書類】

- ・別記様式第 1 1 号 - 別紙 1
- ・別記様式第 1 1 号 - 別紙 2 (購入方式による機械装置の導入及び施設整備を実施した場合)

別記様式第 1 1 号—別紙 1

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（後継牛預託育成体制整備事業）成果報告

楽酪応援会議名：

No	後継牛預託育成経営体（又は構成員）の名称	後継牛預託育成経営体（又は構成員）の所在地	導入機械装置				施設の補改修		導入資材		検証における確認成果等						検証方法	備考	
			機械装置名	数量	機械価格（円、税抜）	補助対象	施設整備の内容	施設整備費（円、税抜）	導入資材	数量	預託育成体制整備前			預託育成体制整備後					1日あたり総労働時間の削減率
											後継牛又は搾乳牛頭数	労働者数	1日あたり総労働時間	後継牛又は搾乳牛頭数	労働者数	1日あたり総労働時間			
	会議計																		

（注1）成果目標において、労働時間削減の対象が後継牛預託育成経営体とされている場合は後継牛預託育成経営体のみを、楽酪応援会議全体とされている場合は全構成員を記入する。

（注2）労働者数については、フルタイム労働者を1とし、パートタイム等については勤務時間の長さによって0～1の間の小数（第1位まで）を記入する。

（注3）労働時間は、導入した機械に関する分野の労働だけではなく、飼料生産等も含めた酪農に関する全ての労働にかかる時間を記入する。

（注4）1日当たりの総労働時間削減率＝1－（預託育成体制整備後の1日あたり総労働時間÷預託育成体制整備前の1日あたり総労働時間）

別記様式第 1 1 号—別紙 2

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（後継牛預託育成体制整備事業）導入管理状況報告（購入方式）

楽酪応援会議名：

No	後継牛預託育成経営体（管理主体）	機械装置の管理（設置）所在地	導入機械装置			処分制限期間			施設整備		処分制限期間			管理状況			備考
			機械装置等名	数量	機械価格（円、税抜）	導入年月日	法定耐用年数	処分制限年月日	施設名	施設整備費（円、税抜）	導入年月日	法定耐用年数	処分制限年月日	稼働時間（一日当たり）	稼働日数（一月・一年当たり）	確認年月	

※ 1 財産管理台帳から必要事項を記載。

※ 2 管理状況は、楽酪応援会議が確認した直近の状況を記載。

別記様式第12号

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(後継牛預託育成体制整備事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

中央畜産会の長 殿

(楽酪応援会議)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(後継牛預託育成体制整備事業)補助金について、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(後継牛預託育成体制整備事業)実施要領第17の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。(返還がある場合、記載すること。))

記

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日 第 号による補助金額の確定通知額)	金	円
2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

注:記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

・楽酪応援会議が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)

・楽酪応援会議が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式

財産管理台帳

団体名		事業実施年度			令和 年度	事業名	酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（後継牛預託育成体制整備事業）									
事業 種 目	事業の内容				工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	対象者 名	工種構造 設置区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総 事業費	負担区分				耐用 年数	処分 制限 年月日	承認年 月日		処分の内 容
								国庫 補助金	都道府 県費	市町村 費	その他					
計																
計																
合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入する。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入する。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって残産管理台帳に代えることができる。